

本日の検討項目について

(本日ご議論頂きたい事項は囲み文字、前回議論をした事項は青字斜体で表示)

(1) 所有者の探索方法の明確化等、所有者探索における実務担当者の負担を軽減するための取組

- ① 所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドラインの作成
- ② 所有者の探索結果等に関する情報共有
 - ・個人情報を含む所有者情報の共有範囲や共有する情報の種類、共有した場合の効果やその情報を管理する方法等について、検討。
- ③ 行政が保有する所有者情報の利用・連携
 - ・戸籍法、住民基本台帳法、地方税法等の法令や個人情報保護条例等の趣旨や運用実態等について、把握・整理を行った上で、行政の保有する所有者情報の利用について検討。
 - ・登記簿と、農地台帳、森林簿、固定資産課税台帳等の各種所有者情報の連携の可能性について、その効果等を踏まえつつ検討。
- ④ 基礎自治体・専門家等関係者の連携
 - ・弁護士、司法書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士などの専門家と市町村など想定される利活用主体等の連携の在り方について、検討。

(2) 所有者の所在の把握が難しい土地を増加させないための取組

① 相続時の各種届出の促進

- ・相続時の各種届出制度について、市町村等での説明会の開催など効果的な周知方法について、検討。
- ・届出制度等を周知するパンフレットの作成。

② 届出窓口・相談窓口の一覧化

- ・市町村での実態やニーズ等を踏まえ、届出窓口や相談窓口の一覧の作成・提供等、効率的な方法について検討。

③ 登記を促進する取組の検討

- a 相続登記にかかる登録免許税の減免措置等の検討
 - ・相続登記にかかる登録免許税の減免措置の効果やその他の措置について検討。
- b 公的な主体が所有者に代わって行う登記等の検討
 - ・国や地方公共団体などが、私人がする相続登記を代わって行うことについて、既にある制度の課題を把握した上で、その改善や拡充を検討。
- c 所有者の土地への関心が高まる機会の活用
 - ・用地測量、地籍調査等といった、所有者の土地への関心が高まる機会を活用して当事者に登記を促す方策の検討。
 - ・公的な主体の主導の下で適切な登記を実現していくための実効的な方策等について検討。

(3) 所有者の所在の把握が難しい土地の利活用のための取組等

① 利用権の拡大等についての検討

- a 所有者の所在の把握が難しい共有地について、国土の適切な利用や地域振興など公益的な視点と、いわゆる財産権の保障とのバランスに配慮しつつ、全員の同意を得なくても事業の実施が可能となる制度について検討。
 - b 農地法や森林法等の法令に定められている公告等を経ることで行政の裁定により利用権を設定する制度を参考にしつつ、他の事業での実施に向けた制度改正の必要性や効果等について、検討。
- ② 東日本大震災の被災地における用地取得に係る取組を参考にした、大規模災害後の用地取得加速化の方策の検討。